



# 旧規格の消火器は 設置されていませんか？

## どうして？



消防法令に基づき設置されている消火器は

**令和4年1月1日**から、全て新規格の消火器を設置しなければなりません。

もし、設置されている消火器が旧規格の場合、すでに型式失効※となっており、消防法令に基づく消火器としての設置が認められません。

※型式失効とは、規格省令等の改正により、既に型式承認を受けている機器の形状等が、現行規格に適合しなくなり、型式承認の効力を失うことです。型式失効した場合は消火器として認められなくなります。

## 旧規格と新規格とは？



「消火器の技術上の規格を定める総務省令」が平成22年（2010年）に改正されたため、平成22年以前から設置している消火器は平成24年（2012年）1月1日に型式失効※となりました。型式が失効した消火器のことを旧規格の消火器といいます。

新規格の消火器には、標準的な使用期限や火災の種別に応じた絵表示等を消火器本体に表示するよう義務付けられました。2012年以降に製造されたものは全て新規格となります。

そのため、2011年以前に製造された消火器については、以下の規格に適合しているか確認してください。

## 新規格の消火器はどのようなもの？

新規格の消火器は

- ① 消火器の用途（業務用消火器・住宅用消火器）
  - ② 消火器の区別（蓄圧式・加圧式）
  - ③ 標準的な使用条件の下で使用した場合に、安全上支障なく使用することができる標準的な使用期限（製造年から10年）
  - ④ 適応火災・使用方法の絵表示（ピクトグラム化）
  - ⑤ 使用時の安全な取扱いに関する事項
  - ⑥ 維持・管理上の適切な設置場所に関する事項
  - ⑦ 点検に関する事項
  - ⑧ 廃棄に関する事項
- 上記の事項が消火器に表示するよう追加されています。

### 参考

新規格の消火器が見分けるには本体の表示を確認してください。



旧規格

普通  
火災用

油  
火災用

電気  
火災用

新規格



# 消火器の点検はどうするの？



- ① 外形点検(6か月ごと)  
全ての消火器の外観を点検します。



- ② 内部及び機能点検(製造年から4年目または6年目から)  
加圧式消火器の場合→製造年から3年を経過後(製造後4年目)から開始します。  
蓄圧式消火器の場合→製造年から5年を経過後(製造後6年目)から開始します。



開始時期以降は、事業所の設置形態により一定の期間ごとに抜き取り方式により点検します。  
①外形点検で安全栓、安全栓の封または緊結部に異常がみられた消火器は、開始時期に限らず内部及び機能点検が必要となります。



- ③ 耐圧性能点検  
製造年から10年を経過後(製造後11年目)したすべての消火器  
①の外形点検で本体容器に腐食等が認められた消火器

➡ 耐圧性能点検を実施し、以後、3年毎に同点検を実施しなければなりません。



上記の点検を実施して(その他設置されている消防用設備を含む)  
定期的に管轄の消防機関へその点検結果を報告してください。  
ご不明な点・ご相談先は下記の部署またはお近くの消防機関へ

旭川市消防本部  
予防課予防・査察担当

〒078-8367  
旭川市東光27条8丁目  
旭川市総合防災センター3階  
電話番号 0166-74-3584  
FAX 0166-33-1191

予防課のホームページはこちらから。  
火災予防関係の届出様式や  
広報を掲載しています。



HP



X (旧Twitter) でも火災予防の  
情報を発信しています。



旭川市火災予防 エックス ツイッター

検索